

宇土市建設工事に係る業務委託最低制限価格制度実施要綱を次のように定める。

令和7年2月17日

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市要綱第18号

宇土市建設工事に係る業務委託最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇土市が競争入札により建設工事に係る測量設計、地質調査、補償コンサルタントその他コンサルタント業務（以下「測量・コンサル業務」という。）の契約を締結しようとする場合における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格制度の対象業務)

第2条 最低制限価格制度の対象となる業務は、競争入札により契約を行う測量・コンサル業務とする。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、別表に掲げる測量・コンサル業務の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表①から④までの各欄に掲げる額の合計に、無作為（ランダム）係数を乗じて得た価格（1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てたもの）とする。ただし、当該価格が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる測量業務においては、最低制限価格が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、別表に掲げる地質調査業務においては、最低価格が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

4 第1項の無作為（ランダム）係数は、電子計算組織により無作為に算出される1.00000から1.01000までの数値（小数点以下第5位まで）とする。

5 別表に掲げていない測量・コンサル業務については、第1項の規定にかかわらず予定価格に10分の7を乗じた額に無作為（ランダム）係数を乗じて得た価格（1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てたもの）を最低制限価格とする。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設けたときは、一般競争入札にあっては入札公告に、指名競争入札にあっては指名通知にその旨を記載しなければならない。

(最低制限価格の公表)

第5条 最低制限価格の公表は、入札執行後に行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、一般競争入札にあつては同日以後に入札公告を行い、指名競争入札にあつては同日以後に指名をする建設工事に係る業務委託契約の競争入札から適用する。
- 2 宇土市建設工事に係る業務委託最低制限価格制度実施要綱（令和6年要綱第26号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

業務の種類	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
測量設計業務	直接原価	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
土木設計業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
建築設計業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
設備設計業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

備考 直接測量費、直接原価、直接人件費、直接調査費、測量調査費、特別経費、直接経費、間接調査費、諸経費、技術料等経費、その他原価、解析等調査業務費、一般管理費等の額に1円に満たない端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。